

## 「投資信託・公共債 総合取引約款・規定集」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、新NISA制度の開始及びジュニアNISA制度の終了に伴い、2024年1月1日より「投資信託・公共債 総合取引約款・規定集」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

- 「旧」欄：削除・修正箇所を青字で表示
- 「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示

旧	新
<p><b>投資信託総合取引約款</b></p> <p>第2条（投資信託総合取引の利用）</p> <p>(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引（この約款において「投資信託総合取引」と総称します。）をご利用いただけます。</p> <p>①～④（省略）</p> <p>⑤ 「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」</p> <p>⑥（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>第10条（投資信託総合取引の解約）</p> <p>(1) 投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。</p> <p>又、投資信託受益権振替決済口座管理約款第5条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客さまの投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。投資信託受益権振替決済口座管理約款第7</p>	<p><b>投資信託総合取引約款</b></p> <p>第2条（投資信託総合取引の利用）</p> <p>(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引（この約款において「投資信託総合取引」と総称します。）をご利用いただけます。</p> <p>①～④（省略）</p> <p>⑤ 「非課税上場株式等管理、<b>非課税累積投資</b>及び<b>特定</b>非課税累積投資に関する約款」</p> <p>⑥（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>第10条（投資信託総合取引の解約）</p> <p>(1) 投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。</p> <p>又、投資信託受益権振替決済口座管理約款第5条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客さまの投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。投資信託受益権振替決済口座管理約款第7</p>

旧	新
<p>条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、当該解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <p>⑧ お客様が非居住者になった場合。</p> <p>⑨ (省略)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、当該解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <p>⑧ お客様が非居住者になった場合</p> <p>⑨ (省略)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>
<p>第12条 (約款等の変更)</p> <p>(1) この約款及び第2条各号に定める約款・規定 (以下「約款等」といいます。) は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、改正民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p>第12条 (約款等の変更)</p> <p>この約款及び第2条各号に定める約款・規定 (以下「約款等」といいます。) は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページ等への掲載又はその他相当の方法により周知します。</p>
<p><b>投資信託定時・定額購入プラン規定</b></p> <p>第2条 (対象銘柄及び専用銘柄)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、非課税累積投資契約に係る非課税措置 (以下「つみたてNISA」といいます。) を利用して定時・定額購入プランによって買付けができる銘柄は、当行が選定するつみたてNISA専用銘柄 (以下「専用銘柄」といいます。) とします。</p> <p>(3) お客様は、対象銘柄又は専用銘柄の中から買付けを希望する銘柄 (以下「指定銘柄」といいます。) を1銘柄以上指定し、買付けの申込みを行うものとします。</p>	<p><b>投資信託定時・定額購入プラン規定</b></p> <p>第2条 (対象銘柄及び専用銘柄)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の対象銘柄のうち、特定累積投資勘定 (以下「つみたて投資枠」といいます。) を利用して定時・定額購入プランによって買付けができる銘柄はつみたて投資枠専用銘柄、特定非課税管理勘定 (以下「成長投資枠」といいます。) を利用して定時・定額購入プランによって買付けができる銘柄は成長投資枠対象銘柄とします。</p> <p>(3) お客様は、買付けを希望する銘柄 (以下「指定銘柄」といいます。) を1銘柄以上指定し、買付けの申込みを行うものとします。</p>

旧	新
<p>第3条（申込方法）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 指定預金口座及び振替決済口座については、いずれも同一取扱店の同一名義のものに限ります。また、指定預金口座は普通預金に限るものとします。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) お客さまがつみたてNISAを利用される場合には、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に基づき非課税口座を開設するとともに、当該口座に累積投資勘定を設ける手続きをさせていただくものとします。ただし、すでに開設済み等の場合はこの限りではありません。</p>	<p>第3条（申込方法）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 定時・定額購入プランに使用する指定預金口座は普通預金に限るものとします。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>（削除）</p>
<p>第4条（引落しの時期、金額等）</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) お客さまがつみたてNISAを利用される場合、毎月の引落金額の上限は、原則として33,000円とします（指定銘柄が複数ある場合は、その合計金額で33,000円を上限とします）。ただし、増額月を設ける場合は、1月から12月までの引落金額の合計で40万円を上限とします。</p> <p>(5) お客さまがつみたてNISAを利用される場合に、分配金再投資等により、その年のつみたてNISAでの買付金額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分については、特定口座または一般口座での買付けとなります。</p>	<p>第4条（引落しの時期、金額等）</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) お客さまがつみたて投資枠を利用される場合、毎月の引落金額の上限は、原則として10万円とします（指定銘柄が複数ある場合は、その合計金額で10万円を上限とします）。ただし、増額月を設ける場合は、引落開始月から12か月（引落開始月を含めます。）の引落金額の合計で120万円を上限とします。</p> <p>（削除）</p>
<p>第5条（手数料等）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 前項にかかわらず、お客さまがつみたてNISAを利用される場合には、買付け及び換金に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p>	<p>第5条（手数料等）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 前項にかかわらず、お客さまがつみたて投資枠を利用される場合には、買付け及び換金に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p>

旧	新
<p>第10条（対象銘柄・<b>専用銘柄</b>の除外）</p> <p>対象銘柄<b>又は専用銘柄</b>が以下の事由に該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄<b>又は専用銘柄</b>から除外することができるものとします。</p> <p>① <b>当該</b>対象銘柄<b>又は専用銘柄</b>が償還されることとなった場合、若しくは償還された場合</p> <p>② （省略）</p> <p>第11条（解約）</p> <p>定時・定額購入プランは、投資信託総合取引約款第10条の規定により、同約款第2条に規定する投資信託総合取引が解約されたとき、若しくは投資信託累積投資約款に規定される解約事由又は次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p><b>特定口座約款</b></p> <p>第9条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当行はお客さまの特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>④ お客さまが、<b>施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された</b>出国口座（同項に規定されるものをいいます。）に係る振替口座簿に引き続き記載又は記録がされている上場株式等で、お客さまからの<b>出国口座内保管上場株式等移管依頼書（同条第2項第2号に規定されるものをいいます。）</b>の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。</p> <p>⑤ お客さまが当行に開設する<b>非課税口座又は未成年者口座</b>で管理されていた上場株式等で、所定の方法により、お客さまが当行に開設される特定口座へ</p>	<p>第10条（対象銘柄の除外）</p> <p>対象銘柄が以下の事由に該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。</p> <p>① 対象銘柄が償還されることとなった場合、若しくは償還された場合</p> <p>② （省略）</p> <p>第11条（解約）</p> <p>定時・定額購入プランは、「<b>投資信託総合取引約款</b>」第10条の規定により、同約款第2条に規定する投資信託総合取引が解約されたとき、若しくは投資信託累積投資約款に規定される解約事由又は次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p><b>特定口座約款</b></p> <p>第9条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当行はお客さまの特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>④ お客さまが当行に開設する<b>非課税口座又は未成年者口座</b>で管理されていた上場株式等で、所定の方法により、お客さまが当行に開設される特定口座へ</p>

旧	新
<p>移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合があります。）。</p> <p>⑥ 第1号から第5号のほか、施行令第25条の10の2第14項に規定される上場株式等。</p>	<p>移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合があります。）。</p> <p>⑤ 第1号から第4号のほか、施行令第25条の10の2第14項に規定される上場株式等。</p>
<p><b>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</b></p> <p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>この約款は、お客さま（第2条第8項の要件を満たす個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定される非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税の特例及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等による譲渡所得等の非課税の特例（以下これらの特例を併せて「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社百十四銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）における、法第37条の14第5項第2号に規定される非課税上場株式等管理契約及び同項第4号に規定される非課税上場株式等管理契約及び同項第4号に規定される非課税累積投資契約の要件及び当行との権利義務関係に関する事項を定めるものです。</p>	<p><b>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</b></p> <p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>この約款は、お客さま（第2条第4項の要件を満たす個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社百十四銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、法第37条の14第5項第2号、第4号及び6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申込まれる際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、当行所定の「非課税口座開設届出書」に必要事項を記載して署名のうえご提出ください。</p>	<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行が定める日までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき、「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通</p>

旧	新
<p>(2) 前項にかかわらず、お客さまが、すでに非課税適用確認書を保有されている場合には、非課税口座開設届出書に必要事項を記載して署名のうえご提出いただくとともに、当該非課税適用確認書も併せてご提出ください。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、お客さまが、当行に非課税口座を開設しようとする年に、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設されており、当該非課税口座にその年分の非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座に記載又は記録される第7条規定の上場株式等の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）又は累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座に記載または記録される第</p>	<p>知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、法その他法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の起因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p>7条規定の上場株式等の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている又は設けられることになっている場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止等したうえで、当行に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに、当行所定の非課税口座開設届出書に必要事項を記載して署名のうえご提出いただくとともに、他の金融商品取引業者等の非課税口座に設けられていた非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止等する際に交付された勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定されるものをいいます。以下同じ。）も併せてご提出ください。</p> <p>(4) 前三項にかかわらず、お客さまが、当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた非課税口座を廃止された場合に（廃止された年が2018年1月1日以降で、その年に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていた非課税口座に限ります。）、当行に非課税口座を再開設又は新たに開設しようとするときは、当行に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに、当行所定の非課税口座開設届出書に必要事項を記載して署名のうえご提出いただくとともに、当該非課税口座廃止の際に交付された非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。）も併せてご提出ください。ただし、当該非課税口座を廃止された年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをされているときは、当該廃止した年の10月1日以降でなければ、当該書類を受領することができません。</p> <p>(5) 前四項の規定により非課税口座を開設される際、お客さまには、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類を提示して、氏名、生年月日、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p>定する個人番号をいいます。以下同じ。)を告知していただき、当行は法その他の法令で定める本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 第1項の規定により、当行がお客さまから「非課税口座開設届出書」をご提出いただいた場合には、当行は当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定又は累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行が税務署からお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>(7) 第3項又は第4項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客さまから廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</p> <p>(8) 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者(法第2条第1項第1号の2に定めるものをいいます。以下同じ。)又は国内に恒久的施設を有する非居住者(法第2条第1項第3号に定めるものをいいます。以下同じ。)のお客さまに限られます。</p> <p>(9) お客さまは、第1項に規定される「非課税口座開設届出書」を、同一の勘定設定期間内に、当行又は他の金融商品取引業者等に重複して提出することはできません。</p>	<p>(2) お客さまが非課税口座を開けたことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>(3) 当行がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当行は当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 当行においては、非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である法第2条第1項第1号の2に規定する居住者のお客さまに限ります。</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p>第3条（非課税管理勘定又は累積投資勘定の設定）</p> <p>(1) お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定又は累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書又は非課税口座開設届出書に記載された非課税管理勘定又は累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 当行に非課税口座を開設されているお客さまで、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられている又は設けられることになっている場合において、法第37条の14第24項の規定により、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。この場合、非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられるのは、翌年1月1日以降になります。</p> <p>(3) 2017年12月31日までに当行に非課税口座を開設されているお客さまで、2019年1月1日以降、お客さまの非課税口座（他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設されている場合には、当該非課税口座を含みます。）に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていない場合に、当行の非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けようとするときは、非課税口座開設届出書を当行にご提出ください。この場合、第2条第1項、第5項及び第9項の規定を準用します。</p> <p>(4) 非課税管理勘定又は累積投資勘定は、原則として各年の1月1日（非課税適用</p>	<p>第3条（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口</p>

旧	新
<p>確認書が年の中途において提出された年にあつてはその提出の日、前二項による場合で当行が税務署より非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けることができる旨の通知を、当該勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後) において設けられます。</p> <p>(5) 2017年10月1日時点で、当行に開設された非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出されなかったお客さまにつきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出されたものとみなして、第1項及び第4項の規定を適用します。</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 (非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理)</p> <p>(1) 非課税上場株式等管理契約に基づく上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>(2) 非課税累積投資契約に基づく上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。</p> <p>(新設)</p>	<p>座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日) において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日 (特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日) において設けられます。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定 (この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、第1項の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p> <p>第4条 (非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)</p> <p>(1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>(2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。</p> <p>(3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しく</p>

旧	新
<p>第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出及び非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止）</p> <p>(1) お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>(2) 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</p> <p>(3) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第3条第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定又は累積投資勘定は設けられません。ただし、第3条第2項の規定による場合は、この限りではありません。</p> <p>(4) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客さまに対し、勘定廃止通知書を交付します。</p> <p>第6条（非課税口座廃止届出書の提出）</p>	<p>は記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出）</p> <p>(1) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(2) 当行が当該変更届出書を受理した時に、非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定がすでに設けられている場合には、当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6条（非課税口座廃止届出書の提出）</p>

旧	新
<p>(1) お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。</p> <p>(2) 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、特例の適用を受けることはできません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられているとき、又は10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当行はお客さまに対し、非課税口座廃止通知書を交付します。</p>	<p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>(2) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(削除)</p>
<p>第7条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の取扱店に係る振替口座簿に記載又は記録がされるものに限ります。）のみを受け入れます。</p>	<p>第7条（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、か</p>

旧	新
<p>① 当行取扱いの国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その年分の非課税管理勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間において受け入れる次のイ又はロの株式投資信託で、取得対価の額（イの場合は購入の代価の額をいい、ロの場合は移管に係る払出し時の金額をいいます。第10条第2項において同じ。）の合計額が120万円（第2号の規定により受け入れる株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの。</p> <p>イ お客さまが、当行で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの。</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当行に開設されているお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当行に開設されている法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定）から、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託。</p> <p>② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託。</p> <p>③ 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等のうち株式投資信託。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定には、お客さまが当</p>	<p>つ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなることにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p>(削除)</p> <p>② 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>(2) 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等のお取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。</p> <p>(3) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、</p>

旧	新
<p>行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（当該株式投資信託を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その株式投資信託の投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の規定により累積投資勘定が設けられた日から同年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした株式投資信託等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>② 施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する株式投資信託</p> <p>(3) 前項の規定に基づき、累積投資勘定に受け入れる株式投資信託のお取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。</p> <p>(新設)</p>	<p>次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、）のみを受け入れます。</p> <p>① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p>イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合</p> <p>ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている募集により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</p> <p>② 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益</p>

旧	新
<p>第8条（譲渡の方法）</p> <p>お客さまは、非課税管理勘定又は累積投資勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。</p> <p>第9条（非課税口座内株式投資信託に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税等）</p> <p>(1) お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の配当等については、当該非課税管理勘定が設けられた年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当行がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限りません。）は、所得税及び住民税等が課されません。また、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた株式投資信託の配当等については、当該累積投資勘定が設けられ年の1月1日から20年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当行がその配当等</p>	<p>権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に施行令25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの</p> <p>第8条（譲渡の方法）</p> <p>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、法37条の11第4項第1号に規定する事由による当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。</p> <p>（削除）</p>

旧	新
<p>の支払事務の取扱いをするものに限ります。)は、所得税及び住民税等が課されません。</p> <p>(2) お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等を、当該非課税管理勘定が設けられた年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税及び住民税等が課されません。また、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等を、当該累積投資勘定が設けられた年の1月1日から20年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税及び住民税等が課されません。</p> <p>(3) 非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第33条第3項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。</p> <p>第10条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)</p> <p>(1) お客さまが非課税管理勘定に係る受入期間内に、当行での募集の取扱いにより、第7条第1項第1号の規定に基づき株式投資信託を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます(特定口座への受入れは、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。以下同じ。)</p> <p>(2) 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当該120万円を超える部分の上場株式等については、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます。</p>	<p>第9条 (非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>(1) お客さまが受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当行に対して非課税口座への受入である旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。以下同じ。)</p> <p>(2) 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定で上場株式等を受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が第7条第1項第1号の合計額を超える場合には、当該超過部分の上場株式等については、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます。</p>

旧	新
<p>(3) お客さまが累積投資勘定に係る受入期間内に、当行での募集の取扱いにより、第7条第2項第1号の規定に基づき株式投資信託を当該累積投資勘定に受け入れようとする場合には、「投資信託定時・定額購入プラン規定」の定めによるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) お客さまが非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。</p> <p>なお、お客さまが当行の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。</p>	<p>(削除)</p> <p>(3) 第1項の規定に基づき、特定非課税管理勘定で上場株式等を受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が第7条第3項第1号の合計額を超える場合には、当該超過部分の上場株式等については、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>(4) お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する時には、その旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。</p>
<p>第11条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>(1) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から株式投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第7条第1項第1号ロ及び同項第2号によるもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する株式投資信託で、非課税管理勘定に受け入れなかったもので、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の管理口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含</p>	<p>第10条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった</p>

旧	新
<p>みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該<b>非課税管理勘定</b>に受け入れられていた<b>株式投資信託</b>を取得した者)に対し、当該払出しがあった<b>株式投資信託</b>の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び<b>口数</b>、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>(2) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、<b>累積投資勘定</b>から<b>株式投資信託</b>の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する<b>株式投資信託</b>で、<b>累積投資勘定</b>に受け入れなかったもので、<b>累積投資勘定</b>に受け入れた後直ちに当該<b>累積投資勘定</b>が設けられた<b>非課税口座</b>から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該<b>累積投資勘定</b>に受け入れられていた<b>株式投資信託</b>を取得した者)に対し、当該払出しがあった<b>株式投資信託</b>の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び<b>口数</b>、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>第12条(非課税管理勘定又は<b>累積投資勘定</b>終了時の取扱い)</p> <p>(1) 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。<b>累積投資勘定</b>は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第5条第2項又は第6条第2項の規定により<b>非課税管理勘</b></p>	<p>場合には、当該相続又は遺贈により当該<b>口座に係る非課税口座内上場株式等</b>であった<b>上場株式等</b>を取得した者)に対し、当該払出しのあった<b>上場株式等</b>の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知<b>いた</b>します。</p> <p>(削除)</p> <p>第11条(非課税管理勘定又は<b>累積投資勘定</b>終了時の取扱い)</p> <p>(1) <b>本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定</b>は、当該<b>非課税管理勘定</b>を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了<b>いた</b>します(第5条第2項の規定により廃止した<b>非課税管理勘定</b>を除きます。))。</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p>定又は累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定は廃止されます。</p> <p>(3) 第1項の規定により、非課税管理勘定が終了した場合、当該非課税管理勘定に受け入れられていた株式投資信託については、当該非課税管理勘定から、お客さまが当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。この場合、お客さまは、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に対して第7条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。</p> <p>(4) 前項の規定による場合を除き、非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられていた株式投資信託は、お客さまが、当行に特定口座を開設されている場合には当該特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座に移管されます。ただし、お客さまが、非課税管理勘定の終了する年の当行所定の日までに当行に「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出された場合には、お客さまが当行に特定口座を開設されていたとしても当該株式投資信託は一般口座に移管されます。</p> <p>(5) 前二項の規定に基づく移管は、施行令の定めるところにより行うものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまが当行に特定口座を開設していない場合、又はお客さまから当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第5条第2項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>(4) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまが当行に特定口座を開設していない場合、又はお客さまから当行に対して施行令第25条の13第20項において準用する施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>

旧	新
<p>第13条（非課税口座年間取引報告書の提出）</p> <p>当行は、法第37条の14第31項及び施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p>第14条（届出事項の変更）</p> <p>(1) お客さまが当行に開設されている非課税口座に、その年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>(2) お客さまが当行に開設されている非課税口座に、その年設けられた勘定の種類を変更しようとする場合には、当行所定の日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。この場合、当行がお客さまから「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」については、お客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、法第37条の14第20項の規定を適用します。</p> <p>(3) 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設された非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望される場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>(4) 当行に届出いただいた氏名、住所、個人番号に変更があったときは、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行に届出いただくこととします。その際、お客さまには「個人番号カード」等及び「住民票の写し」、「健康保険の被保険者証」、「国民年金手帳」、「運転免許証」その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</p>	<p>(削除)</p> <p>第12条（届出事項の変更）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <b>非課税口座を開設した後</b>、当行に届出いただいた氏名、住所、個人番号に変更があったときは、お客さまは遅滞なく<b>施行令第25条の13の2第1項に規定する「非課税口座異動届出書」を提出してください</b>。その際、<b>法その他法令で定める本人確認を受ける必要があります</b>。</p>

旧	新
<p>(5) <b>お客様の依頼により</b>、非課税口座を開設している当行の<b>本支店の変更</b>(移管)があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、<b>遅滞なく</b>非課税口座移管依頼書を<b>当行に提出いただくものとします。</b></p> <p>(6) <b>出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は</b>、法第37条の14第22項第1号または第2号に規定する場合の区分に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p>	<p>(2) 非課税口座を開設している当行の<b>営業所を変更</b>(移管)する場合は、施行令第25条の13の2第4項に規定する「非課税口座移管依頼書」を提出してください。</p> <p>(削除)</p>
<p>第15条(累積投資勘定設定の場合の所在地確認)</p>	<p>第13条(累積投資勘定<b>又は特定累積投資勘定</b>を設定した場合の所在地確認)</p>
<p>(1) 当行は、<b>第2条の規定により</b>お客さまから提出を受けた「非課税口座開設届出書」(前条第4項の規定により、非課税口座異動届出書の届出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けられた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客さまから<b>租税特別措置法</b>施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② (省略)</p> <p>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客</p>	<p>(1) 当行は、お客さまから提出を受けた<b>第2条第1項の</b>「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の届出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けられた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客さまから施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② (省略)</p> <p>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る<b>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</b>に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号</p>

旧	新
<p>さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第16条（非課税口座の廃止）</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客さまが当行に対して、非課税口座廃止届出書を提出されたとき 当該提出日。</p> <p>② 法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合、法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過日の属する年の12月31日）。</p> <p>③ お客さまが当行に対して、法第37条の14第22項第2号に定める出国届出書を提出されたとき 出国日。</p> <p>④ お客さまが、出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）。</p> <p>⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日。</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日。</p> <p>⑦ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日。</p>	<p>のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第14条（契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解約されます。</p> <p>① お客さまから法37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>② お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>③ お客さまが相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）の手續が完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合 当行が定める日</p> <p>⑤ お客さまがこの約款の変更に同意されない場合 当行が定める日</p>

旧	新
<p>第17条（法令・諸規則等の適用） （省略）</p> <p>第18条（免責事項） お客さまが第14条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。</p> <p><b>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</b></p> <p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けようとする場合には、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行所定の日までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項の規定に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出していただくとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項の規定に基づき同項各号の区分に応じて、当該各号に定める書類を提示して、氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知していただく必要があります。当行は、その際、法その他の法令で定める本人確認を行わせていただきます。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをされているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管</p>	<p>第15条（法令・諸規則等の適用） （省略）</p> <p>第16条（免責事項） お客さまが第12条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。</p> <p><b>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</b></p> <p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、2023年9月30日までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項の規定に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項の規定に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める書類を提示して、氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたし</p>

旧	新
<p>いたします。</p> <p>(2) 当行に未成年者口座を開設されているお客さまは、当行又は他の<b>金融商品取引業者等</b>に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」を提出することはできません。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出された場合又は法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている上場株式等及び金銭<b>その他の資産</b>の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座設定日から当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において<b>19</b>歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまがその年1月1日において<b>19</b>歳である年に提出され、かつ、提出された日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れを<b>されて</b>いた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>(2) 当行に未成年者口座を開設されているお客さまは、当行又は他の<b>証券会社若しくは金融機関</b>に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」<b>及び</b>「未成年者口座開設届出書」を提出することはできません。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録<b>若しくは保管の委託</b>又は預入れがされている上場株式等及び金銭の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を<b>設定した</b>日から当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において<b>17</b>歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまがその年1月1日において<b>17</b>歳である年に提出され、かつ、提出された日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れを<b>して</b>いた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この</p>	<p>第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この</p>

旧	新
<p>約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>
<p>第4条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）</p> <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p>	<p>第4条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）</p> <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p>
<p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価</p>	<p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価</p>

旧	新
<p>の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(第2号の規定により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの。</p> <p>イ 受入期間内に、<b>お客さまが当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権</b>(以下「<b>株式投資信託</b>」といいます。)で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの。</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる<b>株式投資信託</b>で、お客さまが当行に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる<b>株式投資信託</b>(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、<b>同日</b>に設けられる非課税管理勘定に移管がされる<b>株式投資信託</b>。</p> <p>③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等<b>のうち株式投資信託</b>。</p> <p>(2) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定には、次に掲げる<b>株式投資信託</b>のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる<b>株式投資信託</b>(第2号に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出</p>	<p>の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(第2号の規定により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に、当行<b>が行う上場株式等の募集</b>(<b>金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り</b>ます。)により取得をした<b>上場株式等</b>で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる<b>上場株式等</b>で、お客さまが当行に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる<b>上場株式等</b>(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる<b>上場株式等</b></p> <p>③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定には、次に掲げる<b>上場株式等</b>のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる<b>上場株式等</b>(第2号に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し</p>

旧	新
<p>し時の金額の合計額が80万円（第2号の規定により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの。</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、<b>同日</b>に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等。</p> <p>③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等の<b>うち株式投資信託</b>。</p>	<p>時の金額の合計額が80万円（第2号の規定により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p>
<p>第6条（譲渡の方法）</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿へ記載<b>又は</b>記録がされている<b>株式投資信託</b>の譲渡は、<b>当行に対して譲渡する方法</b>又は当該譲渡に係る金銭<b>及び金銭以外の資産</b>の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>第6条（譲渡の方法）</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿へ記載<b>若しくは</b>記録<b>又は</b>保管の委託がされている<b>上場株式等</b>の譲渡は、<b>法37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について</b>、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行<b>い</b>ます。</p>
<p>第7条（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座<b>を含む</b>他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る<b>株式投資信託</b>（第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において<b>20</b>歳である年の前年12月31日</p>	<p>第7条（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座<b>又は</b>他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る<b>上場株式等</b>（第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において<b>18</b>歳である年の前年12月31日</p>

旧	新
<p>において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管。</p> <p>(2) 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客さまが当行に特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設しており、お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>	<p>において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客さまが施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が定める日までに提出した場合又は当行に特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管</p>
<p>第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>(1) 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる株式投資信託は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等を除き、当該株式投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外への移管を行わないこと。</p> <p>② 当該株式投資信託の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号及び第16条第2号において同じ。）で、法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限り。）又は贈与をしないこ</p>	<p>第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管を行わないこと。</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。）で、法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限り。）又は贈与をしないこと。</p>

旧	新
<p>と。</p> <p>③ 当該<b>株式投資信託</b>の譲渡の対価（その額が法第37条の1第3項又は第4項の規定により<b>株式投資信託</b>に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭<b>その他の資産</b>を含みます。）又は当該<b>株式投資信託</b>に係る配当等として交付を受ける金銭<b>その他の資産</b>（法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払いの取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭<b>その他の資産</b>で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること。</p> <p>第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>未成年者口座から<b>株式投資信託</b>の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の1第4項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に<b>受入れられていた株式投資信託</b>を取得した者）に対し、その払出しがあった<b>株式投資信託</b>の払出し時の金額及び口数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>第11条（出国時の取扱い）</p> <p>(1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>(2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さま</p>	<p>③ 当該<b>上場株式等</b>の譲渡の対価（その額が法第37条の1第3項又は第4項の規定により<b>これらの規定に規定する上場株式等</b>に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭を含みます。）又は当該<b>上場株式等</b>に係る配当等として交付を受ける金銭（法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払いの取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること。</p> <p>第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>未成年者口座から<b>上場株式等</b>の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の1第4項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に<b>係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等</b>を取得した者）に対し、その払出しがあった<b>未成年者口座内上場株式等</b>の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p>の未成年者口座に受入れられていた株式投資信託の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への株式投資信託の受け入れは行いません。</p> <p>(新設)</p> <p>第12条（課税未成年者口座の設定）</p> <p>課税未成年者口座（お客さまが当行に開設している特定口座又は預金口座で、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。</p>	<p>第11条（継続管理勘定等への移管）</p> <p>(1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p> <p>(2) 前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行所定の日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</p> <p>第12条（課税未成年者口座の設定）</p> <p>課税未成年者口座（お客さまが当行に開設している特定口座若しくは預金口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。</p>

旧	新
<p>第 13 条（課税管理勘定における処理）</p> <p>課税未成年者口座における株式投資信託の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる株式投資信託又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p>	<p>第 13 条（課税管理勘定における処理）</p> <p>課税未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭の預入れは、法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる株式投資信託又は預入れがされる金銭につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p>
<p>第 14 条（譲渡の方法）</p> <p>課税管理勘定において振替口座簿へ記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡は、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>第 14 条（譲渡の方法）</p> <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、法 3 7 条の 1 1 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。</p>
<p>第 15 条（課税管理勘定での管理）</p> <p>課税管理勘定において振替口座簿へ記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。</p>	<p>第 15 条（課税管理勘定での管理）</p> <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。</p>
<p>第 16 条（課税管理勘定の金銭等の管理）</p> <p>課税未成年者口座に記載又は記録がされる株式投資信託及び当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 1 2 月 3 1 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等事由による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該株式投資信託の当該課税未成年者口座から他の保管口</p>	<p>第 16 条（課税管理勘定の金銭等の管理）</p> <p>課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭は、お客さまの基準年の前年 1 2 月 3 1 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等事由による返還等を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等のお客さまへの返還を行わな</p>

旧	新
<p>座への移管又は当該<b>株式投資信託</b>のお客さまへの返還を行わないこと。</p> <p>② 当該<b>株式投資信託</b>の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で、法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り、）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭<b>その他の資産</b>の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限り、）又は贈与をしないこと。</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる<b>株式投資信託</b>の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る<b>株式投資信託</b>につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭<b>その他の資産</b>の払出しを除き、当該金銭<b>その他の資産</b>の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。</p> <p>第18条（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 前項の場合において、廃止される特定口座に記載又は記録がされている<b>株式投資信託</b>がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該<b>株式投資信託</b>は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>第19条（出国時の取扱い）</p> <p>お客さまが出国移管依頼書を提出された場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第12条、第13条、第15条、第16条及び第17条の規定の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>第20条（課税未成年者口座への入出金処理）</p> <p>(1) （省略）</p>	<p>いこと。</p> <p>② 当該<b>上場株式等</b>の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で、法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り、）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限り、）又は贈与をしないこと。</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載<b>若しくは</b>記録<b>又は保管の委託</b>がされる<b>上場株式等</b>の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る<b>上場株式等</b>につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭の払出しを除き、当該金銭の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。</p> <p>第18条（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 前項の場合において、廃止される特定口座に係る<b>振替口座簿</b>に記載<b>若しくは</b>記録<b>又は保管の委託</b>がされている<b>上場株式等</b>がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該<b>上場株式等</b>は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>（削除）</p> <p>第19条（課税未成年者口座への入出金処理）</p> <p>(1) （省略）</p>

旧	新
<p>(2) お客さまが未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は<b>株式投資信託</b>の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>(3)～(6) （省略）</p>	<p>(2) お客さまが未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は<b>証券</b>の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>(3)～(6) （省略）</p>
<p>第 21 条（代理人による取引の届出）</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) お客さまの法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人は既に当行との取引がある者でお客さまの 2 親等<b>以内</b>の成人に限ることとします。</p> <p>(5) （省略）</p>	<p>第 20 条（代理人による取引の届出）</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) お客さまの法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人は既に当行との取引がある者でお客さまの 2 親等<b>内</b>の成人に限ることとします。</p> <p>(5) （省略）</p>
<p>第 22 条（法定代理人の変更）</p> <p>（省略）</p>	<p>第 21 条（法定代理人の変更）</p> <p>（省略）</p>
<p>第 23 条（取引残高の通知）</p> <p>（省略）</p>	<p>第 22 条（取引残高の通知）</p> <p>（省略）</p>
<p>第 24 条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）</p> <p>(1) お客さまが受入期間内に、当行が行う募集の取扱いにより取得した<b>株式投資信託</b>を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます</p>	<p>第 23 条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）</p> <p>(1) お客さまが受入期間内に、当行が行う募集の取扱いにより取得した<b>上場株式等</b>を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます</p>

旧	新
<p>ます。</p> <p>(2) お客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の<b>株式投資信託</b>を保有<b>されている</b>場合で、未成年者口座で保有<b>されている</b> <b>株式投資信託</b>を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したの<b>もの</b>から譲渡することとさせていただきます。</p>	<p>す。</p> <p>(2) お客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の<b>上場株式等</b>を保有<b>している</b>場合<b>であって</b>、未成年者口座で保有<b>している</b> <b>上場株式等</b>を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したの<b>もの</b>から譲渡することとさせていただきます。</p>
<p>第 25 条（基準年以降の手続き等） （省略）</p>	<p>第 24 条（基準年以降の手続き等） （省略）</p>
<p>第 26 条（非課税口座のみなし開設）</p> <p>(1) <b>2017年から2028年</b>までの各年（その年1月1日においてお客さまが<b>20</b>歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設<b>されている</b>場合（<b>出国中である場合を除きます。</b>）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において<b>20</b>歳である年の同日において、当行に対して<b>同日の属する年の属する勘定設定期間（法第37条の14第5項第3号イに規定する勘定設定期間をいいます。）</b>の記載がある非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税<b>上場株式等管理</b>契約（同項第2号に規定する非課税<b>上場株式等管理</b>契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>第 25 条（非課税口座のみなし開設）</p> <p>(1) <b>2024年以後</b>の各年（その年1月1日においてお客さまが<b>18</b>歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設<b>している</b>場合には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において<b>18</b>歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（<b>法37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。</b>）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で<b>特定非課税累積投資</b>契約（同項第6号に規定する<b>特定非課税累積投資</b>契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<p>第 27 条（本契約の解除）</p> <p>投資信託総合取引約款第10条の規定により、同約款第2条に規定する投資信託総合取引が解約されたときは直ちに解約され、次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>	<p>第 26 条（本契約の解除）</p> <p>投資信託総合取引約款第10条の規定により、同約款第2条に規定する投資信託総合取引が解約されたときは直ちに解約され、次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>

旧	新
<p>①～② (省略)</p> <p>③ 施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>第28条（免責事項） （省略）</p> <p>附則 この約款及び規定は、2023年1月1日より適用させていただきます。 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2022年4月1日より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。また、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替え、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</p>	<p>①～② (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>第27条（免責事項） （省略）</p> <p>附則 この約款及び規定は、2024年1月1日より適用させていただきます。</p>